(公印·契印省略)

総 基 料 第 70 号 令和5年3月31日

西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 森林 正彰 殿

> 総務省総合通信基盤局長 竹村 晃一

令和4年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和5年度の接続料の改定等)について」(令和5年1月20日付け諮問第3161号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会から答申(令和5年3月24日付け情郵審第14号)がなされたこと等を踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 コロケーション電気料の改定頻度の見直しについて、見直し後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、接続事業者との協議を踏まえて検討し、本年9月末までに総務省にその検討結果を報告すること。
- 2 貴社宛て「シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直しに係る接続約款変更申請に関し講ずべき措置について(要請)」(平成17年1月14日総基料第9号)の記4(注1)及び「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について(インターネット接続関連事項)」(平成30年2月26日総基料第33号)の3(注2)において総務省に報告することとしている事項については、今後、毎年度3月末の状況について翌年度6月末までに総務省に報告すること。
- (注1)「貴社において、総務省に対し、光配線区域ごとの電話加入者数については平成17年3月末までに、光配線区域ごとのシェアドアクセスへの加入数、参入状況等の情報については平成17年6月末までに最初の報告を行い、その後各データについて6か月ごとに報告を行うこと。」

(注2)「貴社宛て「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について (要請)」(平成 27 年 9 月 18 日総基料第 176 号)の記 2 (1)及び (4)③に関しては、今後は、次の事項について適切な措置を講じることとされたい。

(1) 既存の光配線区画の見直し等について

貴社による既存の光配線区画の見直しの実施状況について総務省において注視する必要があるため、 毎年度9月末及び3月末の状況について、翌年度6月末までに総務省に報告すること。なお、接続事業者向け光配線区画の新設及び「エントリーメニュー」の導入についても、引き続き取り組むこと。

(2) 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処に関する報告について

光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や貴社による平成27年度9月18日総基料第176号の記2(4)①及び②の措置の実施状況について総務省において注視する必要があるため、分割・縮小を行った光配線区画の状況について、毎年度9月末及び3月末の状況について翌年度6月末までに総務省に報告すること。」

(留意事項)

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号)の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告するこ とがあり得る。

以上

情 郵 審 第 1 4 号 令和 5 年 3 月 2 4 日

総務大臣 松本 剛明殿

情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 川 濵



答申書

令和5年1月20日付け諮問第3161号をもって諮問された事案について、審議の結果、下 記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和5年度の接続料の改定等)については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、 総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応 する当審議会の考え方)。

NTT東日本・西日本に対し、コロケーション電気料の改正頻度の見直しについて、見直し後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、接続事業者との協議を踏まえて検討し、総務省にその検討結果を報告すること(考え方5)。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方 - 令和5年度の接続料の改定等 -

意見募集期間:令和5年1月21日(土)~同年2月20日(月)(案件番号:145210031) 再意見募集期間:令和5年2月23日(木)~同年3月8日(水)(案件番号:145210049)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人等:4件) 再意見提出者 9件(法人等:7件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	一般社団法人IPoE協議会	個人A
2	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	個人B
3	ソフトバンク株式会社	楽天モバイル株式会社
4	KDDI株式会社	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
5		一般社団法人IPoE協議会
6		ソフトバンク株式会社
7		東日本電信電話株式会社
8		西日本電信電話株式会社
9		KDDI株式会社

1 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料改定

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見1 ● 接続事業者の予見可能性を高める観点から、N TT東日本・西日本が接続料に大きく影響する施策を実施する場合、接続料に大きく影響する要因を把握した場合等は、接続約款変更認可申請に係る接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべき。	再意見 1 ■ 接続事業者の予見性を高める観点から、接続料の原価・需要、資本コストの算出に係る各種比率等について毎年度10月末に開示している。今後も引き続き接続事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める。	考え方 1	
○ 接続事業者の予見性を高める観点から、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。)において接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)	○ 当社は、接続事業者様の予見性を高める観点から、これまでも接続料に係る原価・需要等について、翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っており、直近の2022年10月末の開示では、接続事業者様のご要望も踏まえて、新たに資本コストの算出に係る各種比率についても開示を行っております。今後も引き続き、接続事業者様の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ NTT東日本・西日本において 実施している予見可能性の向上 のための情報開示の取組につい ては、接続事業者から提案があっ た場合には、NTT東日本・西日 本において追加的な対応の要否 について検討することが適当と考 えます。	無
意見2 ● ドライカッパ回線の需要の減少が見込まれる ことから、利用見込みがなくなった資産について	再意見2 ■ メタルケーブルの減損処理については、財 務会計の適正化の観点から、必要に応じて対	考え方2	

は、NTT東日本・西日本において毎年度検討の	応を進めていく。		
うえ継続的に減損処理を実施すべき。	■ ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う将来		
	的な再敷設コストの削減等も含めて、引き続		
	き効率化と費用削減に取り組む。		
○ 平成 30 年以降、NTT 東西殿によるドライカッパ	○ メタルケーブルの減損処理については、メタ	○ NTT東日本・西日本において、	無
の減損処理は実施されておりませんが、ドライカッ	ルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務	引き続き、費用削減・効率化に努	
パ回線の需要は前年度と比べて NTT 東日本殿	会計の適正化の観点から、当社として必要に	めることが適当と考えます。	
は-6.7%、NTT 西日本度は-7.6%と継続して減少し	応じて対応を進めていく考えです。		
ております。今後もその傾向が見込まれることか	○ なお、メタル回線に係る費用は、ワイヤレス固		
ら、利用見込みが無くなった資産についてはNTT	定電話の提供開始に伴う将来的なメタルケー		
東西殿において毎年度検討の上、継続的に減損	ブルの再敷設コストの削減等も含めて、当社と		
処理を実施すべきと考えます。	しても引き続き効率化と費用削減に取り組む		
(ソフトバンク株式会社)	考えです。		
	(NTT東日本·西日本)		
辛日の		+ - L a	
I 見묘 5	1 田見見3	考え万3	
意見3 ■ 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N	再意見3 ■ リモートワーク環境の整備等については	考え方3	
● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N	■ リモートワーク環境の整備等については、	考え万3 	
● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ	考え万3	
● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必	考え万3	
● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。● リモートワーク環境の整備等に要する経費に	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ	考え万3	
● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい	考え万3	
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。	考え万3	
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して いく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用	考え万3	
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して いく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳 細を開示すべき。 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用 は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、	考え万3	
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して いく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳 細を開示すべき。 ● リモートワーク環境での業務は継続的に行わ 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用 は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、 引き続き効率化に取り組む。	考え万3	
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して いく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳 細を開示すべき。 ● リモートワーク環境での業務は継続的に行わ れることが想定されるため、計画的かつ業務の効 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用 は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、	考え万3	
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して いく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳 細を開示すべき。 ● リモートワーク環境での業務は継続的に行わ れることが想定されるため、計画的かつ業務の効 率化に資する環境整備を実施し、管理共通費の増 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用 は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、 引き続き効率化に取り組む。	考え万3	
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して いく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳 細を開示すべき。 ● リモートワーク環境での業務は継続的に行わ れることが想定されるため、計画的かつ業務の効 率化に資する環境整備を実施し、管理共通費の増 加が抑制されるよう努めるべき。 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用 は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、 引き続き効率化に取り組む。 ● 賛同意見(1者)		Ш
 ● 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。N TT東日本・西日本において作業効率化等により 作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。 ● リモートワーク環境の整備等に要する経費に ついては、どのような整備が実施されたか明らか ではなく、今後も継続して管理共通費が増加して いく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳 細を開示すべき。 ● リモートワーク環境での業務は継続的に行わ れることが想定されるため、計画的かつ業務の効 率化に資する環境整備を実施し、管理共通費の増 	■ リモートワーク環境の整備等については、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつ つ、継続的に事業運営を行っていくために必 要となるものを実施しており、併せてオフィ スフロアの削減等の効率化にも取り組んでい る。 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用 は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、 引き続き効率化に取り組む。		無

効率化等により作業単金の低廉化につながるよう 検討すべきと考えます。

- 特に、NTT 東日本殿の作業単金については、「令和3年度に実施したリモートワーク環境の整備等に要する経費の影響で、管理共通費の増加幅が大きい」とのご説明がありましたが、どのような整備を実施されたかが明らかではなく、今後も継続して管理共通費が増加していく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳細を開示すべきと考えます。
- また、昨今の状況に鑑み、リモートワーク環境での業務は継続的に行われるものと想定されるため、NTT 東西殿におかれましては、計画的かつ業務の効率化に資するような環境整備を実施し、管理共通費の増加が抑制されるよう努めていただくべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

継続的に事業運営を行っていくために必要となるリモートワーク端末の配備拡充やサテライトオフィスの開設等を実施しており、併せてオフィスフロアの削減等、効率化にも取り組んでいるところです。

○ また、昨今の労務費上昇や物価高騰等により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。

(NTT東日本)

- 昨今の労務費上昇や物価高騰等により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。
- なお、当社においても、リモートワーク環境の整備等については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、継続的に事業運営を行っていくために必要となるリモートワーク端末の配備拡充やサテライトオフィスの開設等を実施しており、併せてオフィスフロアの削減等、効率化にも取り組んでいるところです。

(NTT西日本)

○ 左記意見のとおり、NTT東・西殿においては、計画的かつ業務の効率化に資するような環境整備等、コスト削減・単金の低廉化につながる対応に努めていただくことを要望いたしま

組について引き続き注視するとともに、NTT東日本・西日本においては、当該取組を適正に接続料に反映していくことが適当と考えます。

意見4 ■ 工事費の作業単金上昇について、NTT東日本・西日本における更なる継続的なコスト削減を期待するとともに、総務省において当該取組の実施状況を注視することを要望。 ■ 分岐端末回線の残置回線について、現在の設備運用状況に即した接続料の算定方法の見直し及びNTT東日本・西日本における取組による設備の効率化を要望。	す。 (KDDI株式会社) 再意見4 ■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用 は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、 引き続き効率化に取り組む。 ■ シェアドアクセス方式における分岐端末 回線の残置回線の維持負担額についことに 利用回線数に応じた負担に見直すことに事生があると考えるが、撤去工事に 定の合理性があると考えるが、撤去工事に 定の合理性があると考えるが、撤去にのいては撤去する接続事業者が個別にことが適当。 ■ 引込線等の設備は回線廃止時にはその的として残置することが適当。 ■ 可とが適当。 ■ 同一建物に複数の回線が残置されるケースも一部あるが、撤去に要するコスト・稼働を踏まえれば、当該回線の撤去のみを目的とした対応を行うことは不要。 ▲ 賃貸住宅の光回線等に関する意見。	考え方4	
○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額、光屋内配線工事費について ○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額は、直近5年間において上昇傾向(2019年度単金との比較時、NTT東日本:+473円、NTT西日本:+5,079円)であり(※図1参照)、光屋内配線の新設工事費も単金上昇(前年度比較時、NTT東日本:+363円、NTT西日本:+205円)しております。	 ○ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです ○ シェアドアクセス方式における分岐端末回線の残置回線の維持負担額については、網使用料として利用回線数に応じた負担に見直すことは一定の合理性があると考えます。一方、 	○ 作業単金等に係る考え方は、考え方3で示したとおりです。 ○ 分岐端末回線の残置回線に係る接続料の算定方法については、接続料の算定等に関する研究会における議論も踏まえ、必要な場合には、今後、所要の接続約款の変更認可申請が行われることが適当と考えます。	無

- NTT 東・西からは、当該工事費の単金上昇の要因として作業単金上昇が影響しているとの説明をいただいておりますが、今後のさらなる継続的なコスト削減に期待します。
- また、総務省においては、NTT 東・西によるコスト削減・効率化に向けた取り組みの実施状況について引き続き注視いただくことを要望いたします。
- なお、シェアドアクセス方式における分岐端末 回線の残置回線においては、「接続料の算定等 に関する研究会」にて接続料の算定方法の見直 しや残置・撤去における工事判断方法等につい て検討が重ねられています。本研究会(第66回) における弊社資料(※図2参照)のとおり、現在の 設備運用状況に即した接続料の算定方法へのル ール見直し、および NTT 東・西における再利用 可能性等を考慮した合理的な工事判断、不要な 残置回線における撤去促進を実施し、当該取組 みの実施による設備の効率化を要望いたします。 (KDDI株式会社)

撤去工事費については、現行通り、撤去する 事業者が個別に負担することが適当と考えま す。

- また、引込線等の設備は回線廃止時に撤去 することなく、そのまま残置して再利用していく ことが効率的であり、かつユーザ利便にも適う ため、原則として残置することが適当と考えま す。
- なお、同一建物に複数の回線が残置される ケースも一部ありますが、撤去にはコストやお 客様対応に伴う稼働を要することを踏まえれ ば、当該の残置回線の撤去のみを目的とした 対応を行うことは不要と考えます。

(NTT東日本·西日本)

- 光信号引込等設備の撤去に係る負担額、光 屋内配線工事費について
- 宅内への引き込み線の撤去費用を問題視しているが、現行のドライカッパも戸建て重合住宅においても回線解約後も撤去されず残置が殆どを占め、主に大型台風による災害による切断、ユーザー宅内の樹木による干渉での切断が起きても放置されているのが事実である。
- その一方、光回線においてはやれ家主が景 観の悪化による邸宅の資産価値減損という真 実であるかが検証すらされた事が無い理由に よってやたらと撤去が要望されている。
- 景観の悪化が事実であればアナログ回線の 廃止に伴い利用者が激減しているドライカッパ の撤去が今現在ピークを迎えている筈である

がそのような事実はない。

- 光信号引込等設備の撤去に係る負担は本 当に必要であるのか?
- 過剰であるが、残置回線が豊富に存在するならば主に賃貸住宅において特定事業者のFTTHサービスが導入済みである事を理由に通信会社でなく、賃貸オーナーが他社サービス導入を拒否する「市場競争を阻害する行為」に対し残置回線で宅内への他社サービス提供が可能になりむしろ市場競争の正常化が図られるのではないか?
- 特に上記の状況はLPガスにおける設備費と 料金を一緒に請求する業界の商慣行に通じる ものがあり「独占禁止法」等に抵触する恐れが あると思われます。
- 恐らく通信会社からの高額なキックバックを 目的に賃貸オーナ又は大手賃貸チェーン事 業者がほぼ全国的に行っている悪辣な行為。 LPガス、不透明料金の是正へ 経産省が制度改正方針 https://nordot.app/1001065283423272960

上記記事のより抜粋

業界では住宅メーカーや賃貸物件のオーナーなどに対して 設備の設置を無償で行い、利用者から毎月の料金に上乗せ して回収する商慣行がある。 一般社団法人共同通信社

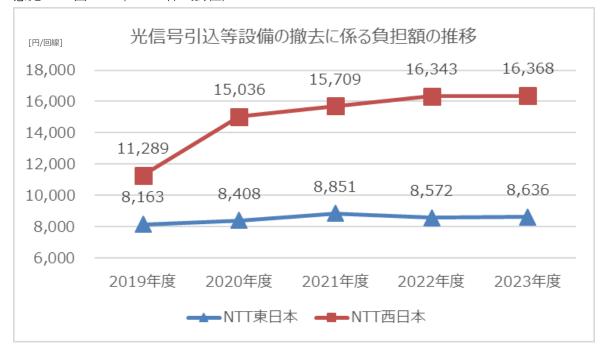
(個人A)

○ KDDI株式会社が残置回線問題に言及する 背景にはKDDIのau光の西日本において、人 口密集地を電力系(オプテージ・BBIQ・ STnet・MEGAEgg)がほぼ占有しNTTとKDDI は過疎地に契約が集中している事にある。

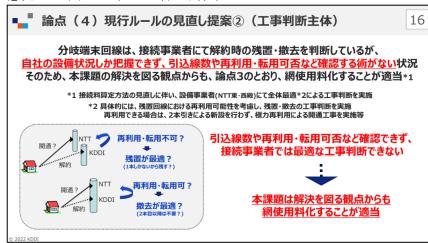
- 分岐端末回線料金がNTT西日本の方が高く、シェアドアクセス回線をNTT側から借り受けて営業しているKDDIにもNTT西日本と同じ影響が出てくる。
- 残置回線に係る維持負担額がNTT西日本では468円と高く、解約後の負担になる。
- NTT西日本が人口密集地で契約を獲得できない背景には2000年代にBフレッツサービスにおいて違法な顧客獲得方法に奔走した結果、ユーザーが同様な問題のある行動はあるがNTT西日本よりはだいぶマシな他事業者の方を選択した背景がある。
- ただ、これは2000年代のNTT東西より悪辣な 営業行為に奔走している事業者もFTTH以外 の選択肢となった5G回線等のサービスに顧客 獲得にかかった費用を回収する前に解約され る事が起きうる。
- まあ、最も残置回線問題以前に解約されや すい今の悪辣な営業行為を止めればいいの だが。
- 契約したのに自社系列の電力ガスを使え、 保険会社に入れ、投資信託口座を開けをこの 手の契約に疎い高齢者相手に「無理矢理」契 約させるのはまあ普通に犯罪だろう。
- 実家帰った子息が親の経済状況と口座など の引き落とし金額等を見て気付いて発覚して るのだが、悪辣な営業行為であるのを証明す る事が難しいという背景からこれまで数十年放 置されてきた。
- しかし、これ等で買う恨みは相当根深く残る

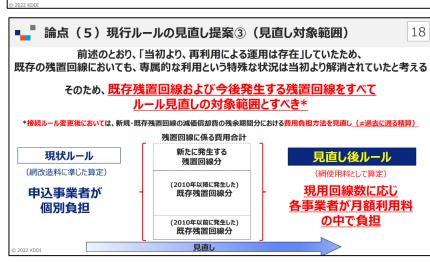
上、近年は物理的な証拠を集めインターネットで公開する手段が出たので、悪辣な営業行為を録画し発信するという言い逃れが不可能な状況が起きるのは容易に予想出来る。
○ 悪辣な営業行為を止めなければ近いうちに何れかの通信事業者の経営者が退陣に追い込まれるような悲惨な結末を辿るだろう。
(個人A)

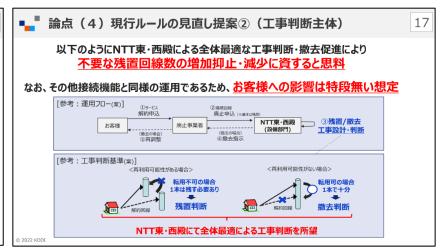
意見4 <図1> (KDDI株式会社)



意見4 <図2> (KDDI株式会社)







※接続料の算定等に関する研究会(第66回)資料66-3 より引用

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/access-

charge_calculation/02kiban03_04000883.html

2 接続約款の変更(電気料の改定頻度の見直し等)

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見5 ■ コロケーション電気料の改定頻度の見直しでは、NTT東日本・西日本による説明から適用までの時間が非常に短期間であった。改定頻度・算定方法の変更を含み、事業計画への影響が大きい見直しについては、社内外での対応を要することから、6ヶ月前には方針を決定すべき。 ■ コロケーション電気料の予見性確保に係る取組は継続すべき。具体的には、翌四半期の確定単金の開示と同時に翌々四半期の見込み単金を開示すべき。	再意見5 ■ 本見直しにあたっては事業者説明会、事業者間協議等を通じ、接続事業者の理解を得られるよう努めてきた。今後の変更についても丁寧な説明を行いながら検討していく。 ■ 接続事業者の予見可能性確保の観点から、電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4ヶ月前の月の下旬頃を目途に試算値の開示は継続していく。 ■ 今後の情報開示については、当該開示情報の利用状況や開示に要するコスト等を踏まえた上で、接続事業者の意見も頂きながら柔軟に見直していく。 ■ 賛同意見(2者)	考え方5	
○ コロケーション電気料の改定頻度の見直しについては、NTT東西殿により2022年11月4日及び7日に事業者向けの説明会が開催されましたが、「最短で2022年度第4四半期以降」で運用変更とされており、接続事業者側での検討及び運用変更のための時間が非常に短期間でした。今回のような変更内容に改定頻度の変更や算定方法の変更を含み、また事業計画への影響が大きい場合には、社外の投資家、金融機関等への説明や、来期予算・事業計画を再検討することが必要となります。このように事業者への事業影響も大きい変更の場合は、社内外	 ○ 本見直しにあたっては、事業者説明会や複数回にわたる事業者協議等を通じ、接続事業者様のご理解を得られるよう努めてまいりました。今後の変更についても丁寧な説明を行いながら検討していく考えです。 ○ 接続事業者様の予見性確保の観点から、燃料調整費に係る電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4か月前の月の下旬頃を目途に、電気料に係る試算値の事前開示は継続していく考えです。 ○ なお、今後の情報開示については、当該の開 	○ 接続約款の変更については、「光ファイバ設備に係る接続料に関して講ずべき措置について」(平成13年9月5日総基料第315号)を踏まえ、接続事業者がNTT東日本・西日本の接続料及び接続条件について妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見招請時に十分な意見を述べることができるように、N	無

での対応を要することから、事業者側の対応期間を 考慮し、6か月前には方針を決定いただくべきと考え ます。

○ また、NTT東西殿が2023年1月末に開催した接続 約款変更の認可申請等に関する説明会において、 改定頻度を四半期ごとに変更した場合、単金改定 の半月前に単金を通知するとのご説明があり、また 2022年11月4日及び7日に開催された本見直しに関 する事業者向けの説明会では、予見性確保の観点 で現状行われている電気料試算値開示(10月末)や 一部エリア・ビル単価の早期開示等の対応について は、本見直し後は行わないこととするとのご説明があ りました。各四半期での電気料の変動状況に応じ 事業計画への影響が生じ、影響が大きい場合には 社外の投資家や金融機関等への説明が発生する 可能性があることから、予見性確保のため試算値 開示の取り組みは継続いただくべきと考えます。具 体的には、翌四半期の確定単金の開示と同時に 翌々四半期の見込み単金を開示いただくべきと考 えます。

(ソフトバンク株式会社)

示情報の利用状況や開示に要するコスト、稼働 等を踏まえた上で、接続事業者様のご意見も いただきながら、柔軟に見直していく考えで す。

(NTT東日本·西日本)

○ ソフトバンク株式会社殿及びKDDI株式会社 殿より示されているように、予見性確保の観点 から、各四半期の見込み単価について、それ ぞれ半年程度前を目途に開示いただくべきと 考えます。

(楽天モバイル株式会社)

- 左記の意見のとおり、今回のような改定頻度 や算定方法の見直し等、接続事業者にとって 影響が大きい変更の場合においては、接続事 業者側の対応期間を考慮し、接続事業者への 事前周知・説明から変更後の新たなルール・運 用の適用までに十分な期間を設けていただく べきと考えます。
- また、2023年2月20日に提出した、本件に関する弊社意見提示の中でも要望した通り、予見性確保の観点から、各四半期の数ヶ月前(例えば、5~6ヶ月前程度)までの電気料試算値の開示、および各四半期の2ヶ月以上前までの適用単金の開示が必要と考えます。

(KDDI株式会社)

TT東日本・西日本において説 明会を開催されているほか、 接続事業者の役務の提供条 件に大きく関わる接続料及び 接続条件の設定や変更につ いては、「接続料・接続条件等 についての説明会の開催等に ついて(要請) | (平成30年3月 23日総基料第64号) において NTT東日本・西日本に要請さ れているとおり、十分な時間的 配慮をもって接続事業者・関 係団体への説明会を開催し、 それにより寄せられる当該関 係事業者等の意見・要望につ いても十分検討を行った上で 必要な対応を行うことが適当と されているところです。

○ 本件見直しに関しては、コロケーション電気料の大幅な変動を抑止する観点から、令和5年度第1四半期から速やかに実施する必要があったと認められるものの、一般に、接続約款の変更について、接続事業者における対応等にありる場合には、接続割する期間等を考慮して必要と認められる場合には、接続約款の変更の実施時期等に関し適切に配慮することが適当と

		考えます。	
		○ また、NTT東日本・西日本に	
		おいては、本件見直しにかか	
		わらず、コロケーション費用の	
		予見性の確保のための所要の	
		措置を引き続き講じていくこと	
		が必要であり、総務省からNT	
		T東日本・西日本に次の点を	
		要請することが適当と考えま	
		す。(要請)	
		・ 本件見直し実施後における	
		コロケーション費用の予見性	
		の確保のために講ずべき措	
		置について、接続事業者と	
		の協議を踏まえて検討する	
		٢٤	
		・ 総務省にその結果を報告	
		すること	
意見6	再意見6	考え方 6	
■ コロケーション電気料の改定頻度の見直しには	■ コロケーション電気料は、燃料価格等の外	1,572,3 0	
一定の利点があるものの、指定設備設置事業者・接	部要因を受ける燃料調整費により大きく変		
続事業者の双方で接続料の精算等に係る負荷が増	動することから見通しが難しい状況であり、		
大すると想定。	継続的に燃料調整費が増加又は減少してい		
● その他の接続機能においては改定頻度が年1	1-100		
回である点を踏まえれば、改定頻度を変更する接	る状況下では実際費用と適用料金の乖離が		
続機能の対象について、考え方の整理・ルールの	大きくなる。接続会計をベースに年1回改定		
取り決めが必要。	される他の接続料等とは異なり、燃料調整費		
● 電気料における速報値の開示を取り止める場	は月次で確定するものであるという費用の		
合は、予見性の低下が想定されるため、適用の数	様態を踏まえ、本見直しを認可申請してい		
ロは、ア兄はの心下が忍足されるため、適用の致	る。		

ヶ月前(例えば、適用の5~6ヶ月前程度)を目 途に引き続き実施が必要。

- 適用単金の開示については、予見性確保の観点から、可能な限り早期(例えば、適用の2ヶ月以上前)の対応が必要。
- 稼働増大への懸念については、事業者説明 会や事業者協議を実施しており、今後も引き 続き稼働効率化を検討していく。
 - 接続事業者の予見可能性確保の観点から、電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4ヶ月前の月の下旬頃を目途に試算値の開示は継続していく。
 - 今後の情報開示については、当該開示情報の 利用状況や開示に要するコスト等を踏まえた 上で、接続事業者の意見も頂きながら柔軟に見 直していく。
 - 賛同意見(2者)
- コロケーション電気料の改定頻度の見直しについ て
- コロケーションの電気料においては、燃料調整費が継続的に上昇又は減少する局面においては、調整額も莫大となることから、燃料調整費の影響を電気料に適時に反映し、今後の大幅な変動を抑止することを目的として、改定頻度が四半期単位に変更されています。当該改定頻度の見直しにおいては、調整額が縮小されるという一定の利点はあるものの、第一種指定電気通信事業者の接続料算定による稼働増、並びに当該指定事業者および接続事業者の双方における接続料における精算業務の稼働負荷が増大するという影響を想定しております。
- この点、第一種指定電気通信設備における既存 のその他全ての接続機能においては、接続料改定 の頻度は年1回である点を踏まえると、このたび、コ ロケーションの電気料のみを対象として改定頻度の
- コロケーション電気料については、電気料相 当の実費を接続事業者様にご負担いただくとこ ろ、電力各社が設定する電気料が燃料価格等 の外部要因を受ける燃料調整費により大きく変 動することから、見通しが難しい状況です。継 続的に燃料調整費が増加または減少している 状況下では実際費用と適用料金の乖離が大き くなる構造となっております。接続会計をベース に年1回改定される他の接続料等と異なり、燃 料調整費は月次で確定するものであるというコ ロケーション電気料に係る費用の様態を踏ま え、本見直しを認可申請しています。
- 稼働増大への懸念については、精算業務の 運用効率化に関する事業者説明会や複数回 にわたる事業者協議を実施しており、今後も引 き続き稼働効率化を検討していく考えです。
- 接続事業者様の予見性確保の観点から、燃

- 一般法定機能に係る接続料 の原価及び利潤の算定期間 は1年が原則であり、この原則 は、接続料の原価及び利潤の 算定方法に準じて計算される その他の金額(工事費、手続 費等)においても同様です。
- これら接続料等においては、 調整額に起因する接続料の急激な変動を抑制する必要がある場合には、「調整額制度に 起因する接続料の急激な変動 の抑制措置について」(平成25 年7月30日総務省総合通信基 盤局)で整理されたとおり、必 要最小限の範囲に限り調整額 の繰延べや将来原価方式に

無

見直しを実施する場合においては、今後、燃料調整費の上昇又は減少の変動幅が縮小されるケース、および、他の接続機能においても継続的に単金の大幅な上昇又は減少が生じるケースなど想定されることから、改定頻度を変更する接続機能の対象について、考え方の整理やルールの取り決めが必要と考えます。

- また、現行のルールにおいては、電気料における 速報値の開示(毎年度、10月・1月・3月における年3 回による開示)をNTT東・西に実施いただいておりま すが、今回の改定頻度の見直しに伴い、仮に速報 値の開示を取り止める場合においては、接続事業 者への影響として、電気料における予見性の低下が 想定されます。
- そのため、少なくても毎年度10月に実施いただいている試算値の開示については、改定頻度の見直しに合わせて、各四半期の数ヶ月前(例えば、5~6ヶ月前程度)を目途に引き続き実施が必要であると考えます。
- 適用単金の開示においては、NTT東・西より、各四半期の前月の中旬目途に実施予定という説明をいただいておりますが、予見性確保の観点から、可能な限り早期の情報開示(例えば、各四半期の2ヶ月以上前)についてご対応いただくことが必要であると考えます。

(KDDI株式会社)

- 料調整費に係る電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4ヶ月前の月の下旬頃を目途に、電気料に係る試算値の事前開示は継続していく考えです。
- なお、今後の情報開示については、当該の開示情報の利用状況や開示に要するコスト、稼働等を踏まえた上で、接続事業者様のご意見もいただきながら、柔軟に見直していく考えです。
- また、適用単金の提示時期は、燃料調整費の変動をタイムリーに電気料に反映する今回の見直しの趣旨や算定に要する期間等を踏まえれば、適用期間の前月とさせていただく必要があるものと考えます。

(NTT東日本·西日本)

○ ソフトバンク株式会社殿及びKDDI株式会社 殿より示されているように、予見性確保の観点 から、各四半期の見込み単価について、それ ぞれ半年程度前を目途に開示いただくべきと 考えます。

(楽天モバイル株式会社)

○ 電気料の適用単金の開示について、KDDI株式会社殿の意見に賛同します。2023年3月2日に開催された「義務コロケーションの運用に関する説明会」において、翌四半期に適用される全部ビルの単金の開示については、単金改定の前月中旬を目途に開示予定との説明がありました。影響度合いに応じて社外の投資家、金

- 基づく算定等の抑制措置をとることが考えられるところであり、算定期間を1年未満とすることは想定されていません。
- 他方、コロケーション電気料は接続料の原価及び利潤の 算定方法に準じて計算することが求められているものではないところ、本件見直しについては、コロケーション電気料の大幅な変動を抑止する観点において、コロケーション電気料が月次で確定するという性質を踏まえれば、改定頻度を四半期ごとに変更することには一定の合理性があると考えます。
- なお、接続料の算定・精算に 係る業務については、本件見 直しに係る点以外の点も含め て、NTT東日本・西日本と接 続事業者の双方において、簡 素で効率的な運用について検 討及び協議を進めていくことが 望ましいと考えます。
- また、予見性の確保に係る考え方は、考え方5の後段で示したとおりです。

融機関等への説明を要する場合や、直前で単金が増加すると資金調達が必要となる可能性もあるため、接続事業者としては単価情報を可能な限り早期に把握する必要があります。 翌四半期に適用される単金は単金改定の5か月前から3か月前までの間の値で算出することとなっており、単金改定の前々月時点で確定単金を算出することが可能であるため、前々月の下旬目途で全ビルの単金を開示すべきと考えます。	
(ソフトバンク株式会社)	

3 その他の事項(接続料規則第3条に基づく認可申請等の概要、スタックテスト)

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の 有無
意見7 ● ゲートウェイルータ(IPoE方式)の接続料について、原則に戻すことはVNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではないとする意見に賛同。	再意見7	考え方7	
左記の部分(※)について、同意します。 (※)このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。 (一般社団法人IPoE協議会)		○ 本件接続料は、その性質に 所見則等の一部を改令第9号) 本見の規定するとおり、に で成30年総務省の第9使用 を設定するとおり、網すると 本則の規定するとおり、に が原則です。 ○ 経過措置を維持すいてもいて 経過措置を維持すいてよるのと の事情があるかについよるのと です。 ○ 下下車の増設が落ち着目のと でされる令和7年をものと でされる令和7年をものと でされる令和8年をものと です。 ○ NTT東日本・西日本及び、 いて検討することが適 ます。 ○ NTT東日本・西日本及び、 い下車者等には利用中止費の 原則に戻ることを念頭に置き	浦

	T	
	が適当と考えます。	
再意見8	考え方8	
● 利用ポート数が増加する局面においてはポ		
一トの転用は容易であり、他事業者に不当に費		
用が転嫁されることは現実問題として生じな		
い。ゲートウェイルータ(IPoE方式)は共通の		
装置を各事業者で共用しており、利用中のポー		
ト数に比例して費用を負担することは公平。利		
用中止をした側の負担で残りの事業者の負担		
を軽減することは不当。		
● NTT東日本·西日本の転用可否判断の運用		
が不明である中、接続事業者に予測困難な事情		
で利用中止費が変わることも参入のハードル。		
● 法令の原則を曲げなければならない積極的		
な理由がない限り、直ちに本則化すべき。		
○ IPoE協議会が主張されるように、トラヒックが増	○ 本件に係る考え方は、考え	無
加し、利用ポート数が増加する局面において	方7で示したとおりです。	
は、利用中止が生じたポートを他事業者に転		
用することは容易であり、他の事業者に不当に		
転嫁されることは現実問題として生じないと考		
えられます。特にIPoEのGWRは、事業者ごとに		
装置を購入しているものではなく、共通の装置		
を各事業者で共用しているのであり、各社が使		
用中のポート数に比例して料金を支払うことは		
公平と考えられます。利用中止をした事業者に		
装置本体の償却費を負担させるのは、利用中		
止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽		
減することになり、不当です。		
○制度上、利用中止した設備の転用が可能な		
	● 利用ポート数が増加する局面においてはポートの転用は容易であり、他事業者に不当に費用が転嫁されることは現実問題として生じない。ゲートウェイルータ(IPOE方式)は共通の装置を各事業者で共用しており、利用中のポート数に比例して費用を負担することは公平。利用中止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽減することは不当。 ● NTT東日本・西日本の転用可否判断の運用が不明である中、接続事業者に予測困難な事情で利用中止費が変わることも参入のハードル。 ● 法令の原則を曲げなければならない積極的な理由がない限り、直ちに本則化すべき。 ○ IPOE協議会が主張されるように、トラヒックが増加し、利用中止が生じたポートを他事業者においては、利用中止が生じたポートを他事業者に当に表別であり、他の事業者に当に表別であり、他の事業者で共に表別であり、他の事業者で共とになり、本通のではなく、共通の装置を各事業者で共用しているのであり、各社がと、表置を購入しているものではなく、共通の装置を各事業者で共用しているのであり、各社がとは、本でと考えられます。利用中止をした事業者に装置本体の償却費を負担させるのは、利用中止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽減することになり、不当です。	● 利用ポート数が増加する局面においてはポートの転用は容易であり、他事業者に不当に費用が転嫁されることは現実問題として生じない。ゲートウェイルータ (IPOE方式) は共通の装置を各事業者で共用しており、利用中のポート数に比例して費用を負担することは公平。利用中止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽減することは不当。 ● NTT東日本・西日本の転用可否判断の運用が不明である中、接続事業者に予測困難な事情で利用中止費が変わることも参入のハードル。 ● 法令の原則を曲げなければならない積極的な理由がない限り、直ちに本則化すべき。 ○ IPOE協議会が主張されるように、トラヒックが増加し、利用ポート数が増加する局面においては、利用中止が生じたポートを他事業者に転用することは容易であり、他の事業者に下転嫁されることは現実問題として生じないと考えられます。特にIPoEのGWRは、事業者ごとに装置を構入しているものではなく、共通の装置を各事業者で共用しているのであり、各社が使用中のポート数に比例して料金を支払うことは公平と考えられます。利用中止をした事業者に装置本体の償却費を負担させるのは、利用中止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽減することになり、不当です。

- 経済産業省・総務省による「デジタルインフラ(DC 等)整備に関する有識者会合中間とりまとめ」においては、将来のトラフィック予測として2021年5月時点の24Tbpsに対して、2031年5月時点では760Tbpsと今後10年で30倍に増加すると予測されています。(https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117001/20220117001-2.pdf)
- 単県POIの増設が完了したとしても、トラフィック増が継続している限りGWRの増設・利用中止は発生するため、トラフィック増が継続している間は、VNE 要望ベースでの増設と、利用中止した事業者が利用中止費を負担するという措置を維持すべきであると考えます。

(一般社団法人IPoE協議会)

場合は残存価格の支払いを要しないこととなりますが、利用中止のタイミングと転用のタイミングが合うとは限らないことや、NTT東西の転用可否判断の運用が不明な中、接続事業者に予測困難な事情で利用中止費が変わることも、IPoEへの参入のハードルとなりえます。

- IPoE協議会は、「トラヒック増が継続している間」の経過措置の維持を主張されますが、GWRが法令上各事業者共通の機能として接続料化されたことを事実上無期限で有名無実化するものであり、容認できません。法令の原則をどうしても曲げなければならない積極的な理由がない限り、当協会の先の主張のとおり、直ちに法令本則の適用にすべきです。
- そもそも、NNI(NGNとISP網の分界点)のNGN 側において輻輳が生じないように設備を増強 するのはNTT東西の責任であり、PPPoE方式、 IPoE方式を問わずISP(VNE)側が負担する性質 のものではないことについては、再度確認され るべきです。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

意見9

- ゲートウェイルータ (IPoE方式) の接続料は速や かに本則どおり網使用料として算定すべき。
- 既存のVNE事業者の全てが同意していることをもって経過措置を継続することは公正競争上及び制度上問題。
- 網使用料化したとしても既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられない。

再意見9

- 関門系ルータ交換機能の接続料算定方法については、「接続料の算定等に関する研究会」第6次報告書の考え方を踏まえ、今回の認可申請においても附則第6項に基づく許可申請を行った。
- 今後も継続して協議を実施し、要望内容の把握を行うとともに、事業者間の合意が整えば、

考え方9

	必要な対応を行っていく。 ● 網使用料化した場合、他のVNE事業者の利用中止により予期せぬ負担増が生じ、事業予見		
 ○ IPoEのゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(接続料規則平成30年2月26日附則6項)、すでに当協会が再三主張している通り、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回3条許可申請で継続の申請があったIPoEのゲートウェイルータについては、速やかに本則通り計算すべきです。 ○ なお、既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにする 	性が失われる可能性がある。 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)は省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したものですが、当該機能の利用が始まったときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者に個別負担いただくという方法を変更すると、接続事業者への影響が大きいことから、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可をいただいてきたところです。 当社としては、現行の算定方法により生じる問題や見直しの必要性について明らかとなっていないことや、公平かつ適正な費用負担の	○ 本件に係る考え方は、考え 方7で示したとおりです。	無
ものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。 ○ このような機会に経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロセスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。法令でも原則は純粋な使用料とされているのですから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられません。 ○ 2022年には、大阪POI等のゲートウェイルータの更改にあたって、接続事業者は1ポートあたり5~7百万円に上る利用中止費を負担したとみられます	実現や事業者の利便性確保の観点から、現行の算定方法を継続することが望ましいと考えており、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書においても、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではないとの考えが示されたことを踏まえ、2023年度に適用する接続料の申請においても附則第6項に基づく許可申請を行ったところです。 今後も、当該機能の接続料の算定方法の見直しを要望する事業者様・団体様とは継続して		

(2022年の接続料改定の際の総務省説明資料p17)。また、2021年4月に行われた東京POIのゲートウェイルータの更改では、接続事業者全体で概ね1億1400万円(1ポートあたり250万円程度)を負担したとみられます(2021年度接続料改定の際の総務省説明資料p19)。この利用中止費はポートで按分されるならば、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、中途で参入した事業者は利用期間に対して高い利用中止費を支払うことになります。また、このような「同意」を参入の時点で条件とすることは甚だ不適切なため、更改の時期に全事業者の同意が成立するとは限りません。

○ 基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。

(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

協議を実施し、ご要望内容の把握を行うとともに、既にIPoE接続を行っている事業者様・団体様を含め事業者間の合意が整えば、必要な対応を行っていく考えです。

(NTT東日本·西日本)

- コロナ禍でも輻輳のない高品質な通信を継続 出来たのは「VNE要望ベースの増設」が可能だったからであり、将来においても「VNE要望ベースの増設」の継続はエンドユーザ様の高品質通信確保の観点から必須と考えております。
- 自らの投資判断に責任を持つべきという観点から「利用中止した事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は適切と考えており、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利用料金としてVNE事業者全体で負担する事になる事から、利用料金が上昇し、かえって新規参入障壁となる可能性があると考えております。また、利用中止した第三者のVNE事業者の行為により、その他のVNE事業者にとっても予期せぬ負担増が発生し、事業予見性が失われる可能性があると考えております。
- 今後、きちんとしたデータや正確な情報に基づいたエビデンスベースの議論が行われることを要望いたします。

(一般社団法人IPoE協議会)

意見10

● 10Gbit/sインタフェースに対応した一般収容 ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用い

再意見10

■ 当該接続料についても他の接続料と同様に 乖離額調整は必要。 考え方10

て制御するもの)に係る3条許可申請に関しては、今後、料金水準が上昇する乖離額調整を行う場合は、激変緩和措置として乖離額を分割し、接続料原価への算入時期を調整すること等が必要。 ○ 10Gbit/sインタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの。以下、「本機能」といいます。)については、NTT東西殿において、現時点では利用数を見通すことが困難であり接続料の算定に用いる需要を合理的に予測することができないため、従前より接続料が設定されている1Gbit/sインタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット識別機能の接続料を準用する許可申請が実施されています。今後、仮に本機能に関する利用数等の実績が確定し実績との差額を精算する際に、需要が少ない場合は料金水準が上昇することが予想されるため、激変緩和措置として例えば乖離額を分割し原価への算入時期を調整すること等が必要と考えます。	■ 乖離額調整の実施にあたり、料金が大幅に変動し、接続事業者に過度な負担が生じる場合は必要な対応を検討する。 ○ 実際に要した費用を応分にご負担いただく観点から、一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの)についても、他の接続料と同様に乖離額調整は必要なものであると考えます。 ○ なお、乖離額調整の実施にあたり、需要差分等に起因し料金が大幅に変動し、接続事業者様への過度な負担が生じる場合においては、必要な対応を検討する考えです。(NTT東日本・西日本)	○ NTT東日本・西日本において、今後、乖離額調整等に係る3条許可申請を行う場合には、御意見のような観点を踏まえ、適切に対応することが適当と考えます。	無
(ソフトバンク株式会社)	再意見11	考え方11	
	本意見記 本意見提出期間が14日間の理由如何。	う んりロ	
	○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか? (個人B)	○「東日本電信電話株式会社 及び西日本電信電話株式会 社の第一種指定電気通信設 備に関する接続約款の変更の 認可(令和4年度の接続料の 改定等)」(令和4年1月14日付 け諮問第3148号)に対する答 申(令和4年情郵審第12号)に	無

おいて示した当審議会の考え	
方(考え方23)のとおりです。	